

廃棄物減量等推進審議会第4回会議概要

日 時	令和7年9月22日（月） 10時28分～11時48分
場 所	箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
出席者	委員：小林委員(会長)、武藤委員(副会長)、藤原委員、齊藤委員、太田委員、田村委員、勝俣委員 町側：環境整備部長、環境課長、環境課副課長、環境課環境政策係長、環境課主任主事
議 題	(1) 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について
資 料	【資料1】これまでの審議の経緯について 【参考資料】委員名簿

1 開会

環境課長の進行により進められたもの。

2 これまでの審議の経過確認

- 4月28日に開催された第1回審議会では、会長及び副会長の選出を行い、箱根町長から「事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について」諮問を受けた。
- 6月2日に開催された第2回審議会では、「事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について」を議題とし、「手数料改定の要否について」、「改定額の妥当性について」、「改定の時期について」審議した。
「手数料改定の要否について」は、事業系一般廃棄物の事業者責任、ごみ処理経費の実態、他市町村の動向等から、手数料の改定は必要と判断した。
「改定額の妥当性について」は、ごみ処理経費の実態や近隣自治体のごみ処理手数料の改定を検討していることなどを鑑み、ごみ処理手数料単価は30円が妥当と判断した。
「改定の時期について」は、半年の周知期間を設けたうえで、議会の進捗等不確定要素があるため必ずしもということではないが、改定の時期は令和8年度4月が妥当と判断した。
- 7月25日に開催された第3回審議会では、第2回会議において1度は「改定額は30円が妥当」と判断したが、その判断基準の一つとしていた「近隣自治体が令和8年4月から30円に改定する予定」という情報の確実性に疑義が生じたことから、再度「改定額の妥当性について」審議し、当審議会としては手数料単価は30円が妥当と判断できないことから、継続審議を行うことになり本日第4回審議会を開催することとなった。

3 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について

資料1 これまでの審議の経緯について事務局より説明

【 説明の要旨 】

- 第2回会議の公開議事要旨の作成にあたり、近隣自治体の料金改定情報を公開議事要旨には記載できないことについて、委員へ情報を提供したところ、「公表できないような未確定な情報を根拠の一つとして、改定額は30円が妥当と判断してよいものか」との意見があった。そこで、第3回会議では近隣自治体のごみ処理手数料改定情報は確定している情報ではないが、令和8年4月の料金改定に向け、令和7年9月定例会への上程を検討していることを報告した。
- 第3回会議の結果、主に以下のような意見があったことから現時点では改定額30円が妥当と判断できないため、会議後に予定していた答申は見送り継続審議となった。
 - ・ 近年、自治体においてはごみ処理原価に対して7割程度の負担を課している傾向が見られるという考え方に違和感はないため、改定額30円という金額は妥当と言えると思うが、一方で近隣自治体とのバランスが重要なファクターになっているため、近隣自治体の料金改定が確定していない現時点では根拠がかなり揺らいでいるが、近隣自治体の改定が確定した後であれば30円という結論でよいのではないかと。
 - ・ 一般廃棄物収集運搬許可業者も同じタイミングで値上げを検討しているという情報があるため、そことのバランスを考慮して手数料を決めていかないと、事業者にとっては非常に大きな費用負担となってしまう。
- 町一般廃棄物収集運搬業者4社へヒアリングを実施した結果、現時点で来年度の収集運搬料金の値上げを検討していると回答した事業者はなかった。
- 第3回会議後の近隣自治体のごみ処理手数料改定情報について、当初予定していた9月定例会への上程は見送られたが、年度内の上程を目標に引き続き検討を進めている。
- 今後の審議について、これまでの会議の中での委員からの意見と近隣自治体の手数料改定情報を鑑みると、第2回会議において町からお願いした「改定額は29円から34.6円の間で審議いただきたい」という要望と、「改定時期は令和8年4月」という想定を基準として審議を続けることは、現段階では困難であると判断される。一方で、町としては受益者と非受益者の公平性を確保するため受益者負担の適正化をできるだけ早期に実現したいと考えていることから、ごみ越境防止の観点から近隣自治体との手数料バランス等を考慮しつつ、改定額及び改定時期について引き続き審議をお願いしたい。

【 質疑応答 】

(小林会長)

町から近隣自治体の手数料改定の状況がここへ来て変わってきたことから、「改定額は29円から34.6円の間」という要望と、「改定時期は令和8年4月」という想定を基準として審議を続けることは現段階では困難と判断されるとの説明があり、一方で町としては受益者と非受益者の公平性を確保するため、受益者負担の適正化をできるだけ早期に実現したいと考えているとのことですので、再度「改定額の妥当性」と「改定時期」について審議をしていきたいと思いますが、資料1の2ページの下の方の表1を見ると11市町の現行手数料が25円で、箱根町の近隣である小田原市と足柄上郡5町も全て25円ということで、近隣自治体とのバランスという観点からすると今後は25円という金額を基準に改定額の妥当性を審議していったらどうかと思います。

(太田委員)

近隣自治体の部分で今まで話が出たかどうか定かではないが、湯河原町の旅館の方と話した時に、湯河原のごみの処理手数料は50キロまで無料と聞いて衝撃を受けました。湯河原町と箱根町の予算規模は大体同じぐらいであるにもかかわらず、湯河原が50キロまでが無料で、箱根がそうではないという部分についての議論が今までなかったような記憶があります。

(環境課主任主事)

真鶴町・湯河原町の料金については資料に記載してある通り50キロを超えた部分から1キロ当たり40円の料金がかかってくるので、50キロ未満で排出している場合についてはごみ処理料はかかっていないのが現状です。資料は県内全体を示していますが、こういったやり方を採用しているのは真鶴町・湯河原町のみで、他の自治体は当町と同様に1キロ当たり何円という料金制度ですので、真鶴町・湯河原町の料金制度の方が少し特殊な方式です。ただこの料金制度が始まったのが令和7年4月からで、要は今年度から有料化というところに着手したところですので、箱根町の方も現状の受益者負担というところを見ますとどうしても不足している部分がございますので、今回、こちらの審議会で改定についてご審議いただくことになったものです。

(太田委員)

近隣という話の中で、湯河原が今まで上がってこなかったのが、都合のいいものだけを取り上げているのかなと思ってしまった部分もありますが、基本的には先ほど言ったとおり予算規模的には箱根と同じぐらいで、事業者数もそんなに変わりません。それぞれの自治体で事情が違うのはよくわかりますが、今まで手数料が無料である湯河原の話が出てなかったこと、そして湯河原の旅館の皆さまは（ごみ処理に手数料がかかっていないため）ちょっと感覚が違ったことだけはお伝えしておきたいなと思います。

また、これから制度設計されていく宿泊税の部分、その辺にごみ処理のことはしっかり盛り込んでいくという中で、宿泊税で足りなければ手数料等で補填されていくというような流れができつつある中で、旅館協同組合への回答書の中では、最初から一貫してお話されてはいましたが、町としては宿泊税とごみ処理手数料に関しては切り離して考えると示されていました。基本的に我々は宿泊税の中にごみ処理の費用もうまく盛り込んでいただいて、そこで足りない部分を補填するのであれば、手数料の増額等も仕方ないと思いますが、順序が逆ではないかと思っています。

(環境整備部長)

ごみ処理手数料の改定については、以前から一貫した話で受益者と非受益者の公平性の観点から、やはり手数料の改定で対応していきたいという考えと、他にもごみ処理手数料を検討することによりごみの減量化が推進され、また他市町からの越境防止という部分も合せて考えて今回諮問させていただいたわけで、その点については一貫した考えです。現在検討してる宿泊税も今後どのような目途で、どのような規模で、どのような形態で徴収するものかまだ検討段階ですので、まずは受益者負担を優先すべきと町は考えていますので、その考えでご審議いただきたいと考えています。

(太田委員)

ごみの越境問題は法令的な問題だと思うので、そこは手数料と一緒にするべきではないと思っている

のですがいかがですか？

(環境整備部長)

越境問題は今回の料金改定の中の理由の一つですが、その越境問題というのは基本にごみが出た地域の中で処理をしていくことが原則となっていますが、その原則に違反しないようにいわゆる法令的にうまく縛りを作っていく必要があるのではないかと、そういうような観点でのご質問でしょうか？

(太田委員)

越境問題を手数料を上げるための言い訳にされてしまうと、そこはちょっと違うんじゃないかなということ。例えば手数料の異なる2つの町に事業所があった場合、安い方で捨てた方が得ではないか、といった部分も含めてだと思えるのですが違いますか？

(小林会長)

現状では罰則規定等はなく、安いところに持って行っても何ら処罰の対象にならないので、例えば条例等で箱根町外で出たごみを箱根町に持ち込むことを条例的に禁止するというようなことを行えば、料金の改定は不要ではないかということでしょうか？

(太田委員)

不要まではいかないにしても、手数料を上げることの理由にそれを持ってくるのはちょっと違うのではないかということです。

(勝俣委員)

何年か前に小田原の一般廃棄物業者が、小田原のごみを湯河原に持って行って捨てたということで捕まってますよね。新聞沙汰にもなって、その業者は免許取り消しになったと思います。だから越境して持ってくるというのは法的に縛られてるというか、見つければ捕まるみたいな形のルールはありますよね。

(太田委員)

そう、だから今回は事業系のごみですから、当然それに当てはまるということです。ということは、越境問題をごみ手数料の上げる下げるの理由として持ってくるのは適当ではないと思います。

(小林会長)

私は逗子市のごみ減量化の委員も担当しておりまして、逗子市は最近、料金改定をしています。それよりも前の料金体系の時は、事業系廃棄物は50キロというラインではなかったですが、小さな店舗とか飲食店等の小規模事業者から出されるようなものまで、全部一律料金とするのはちょっと厳しいということで、それまではずっと一定のキロ数を超えなければ無料という形で収集していたというふうに聞いています。それが最近、一律で35円に改定をされました。

結局のところ全体としてのごみ処理の費用をどう負担するのかというところの問題ですので、他の市町村ではこういった料金でやられてるというのは、その市町村の財政上の仕組みの中で7割負担程度の金額、実際にどの辺で線引きがされてるのかはその自治体ごとに違うと思いますけれども、これだけの料金負担をしていただかないと全体としてのバランスが取れない、その財政上の縛りのところで金額が決まってくる。それが基本というか、根本的に正しい料金の設定の方法だと認識をしますので、箱根町の状況を勘案すると、7割負担というところを見通すのであれば、本来29円、30円程度が妥当で

あるというふうに思うところではあるのですが、そうすると今度は逆に近隣自治体より突出して高くなるというところで、その辺を配慮して 25 円という金額で横並びに持ってきている。

私としてはむしろ高い設定水準を低く下げているという認識なのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか？

(田村委員)

今までの話の流れでこれに入湯税が充当されていると、この 18 円という数字だけ見るとものすごい安く感じますけど、これは入湯税が充当されているから 18 円で済んでという認識でいたんですけども、その辺はどうなんでしょうか？

(環境課主任主事)

入湯税を充当して 18 円になっていますが、それでもなお、受益者負担としては不足してまして、令和 4 年度のごみ処理原価で考えますと 18 円というのは 35%の受益者負担となっていて、入湯税の部分というのは 10.3 円でごみ処理原価の約 20%の割合です。

ですので、入湯税と現在ご負担いただいている 18 円を足したところで、やはり 55%程度までしか受益者負担というところで見れていませんで、町は改定が必要と考えています。

(田村委員)

旅館さん、我々もそうですが、観光客の方々を相手に商売して、当然旅館さんなんか主に商店やコンビニで買ったごみを持ち込まれて、それを処理してるっていうところが相当あります。その認識の上で受益者負担という意味で、入湯税からそれも充当してもらおうっていう認識だったんですけども、小田原市なんかは一般財政から補填して手数料 25 円になってるっていうことですよ？そうすると箱根町の場合は入湯税は受益者負担分として、18 円にプラスで考えたいなっていうところが強いのですが、それは横暴ですかね？あくまで一般財政が足りない分を値上げすると、その方が旅館さんも納得いくでしょうしどうなんですかね？

湯河原町もたぶん入湯税を入れてるんですよ。比べるのは湯河原町ぐらいなのかなと。先ほど逗子とか鎌倉とかありましたけど中央方面は地元の方が商売してるというよりも、よそから来た方が商売して、その方々の商売で出たごみを処分するのに税金を使ってるっていう考え方だから、たぶん値上げがスムーズにいったんだと思うんですね。箱根町はそことは比べられなくて、このままいくと旅館さんと相当ぶつかり合うのかなと思います。

でも個人的には受益者負担、適正価格っていうものは必要だと思いますけど、18 円っていうところを見せられて他と比べられると、箱根は安いから値上げは当然というふうに思ってしまうんですけど、実はここには入湯税が入っている。この入湯税の考え方はさっき言った通り、一般財政の方はいくら足りないところをお示しいただいて、旅館さんとも打ち合わせをした方がいいのかなと。あとは宿泊税を導入するというのは商工会議所としても旅館さんとしても、先々そこが出てくるのであれば、ここで値上げすると宿泊税の分配の仕方でもたちょっと首をかしげるところが出てくるのかなと。その辺がどうもしっくりこないと僕も外で説明ができない。

あと、値上げはおかしいと思うから反対しようと思ってるって言っている議員さんもいらっしゃるんですけども、議員さんは旅館さんがこの 18 円の手数料から 30 円に上がった場合の差額 12 円で、どのぐらい月の負担が増えるのかというのをヒアリングしました。相当値上がるんですよ。うちもたかだ

か飲食店ですけど、月 8 万から多い時で 10 万ぐらいのごみ手数料払ってるんですね。これが 12 円上がるとなると、もう簡単に月 15, 16 万以上にはなってくる。やっぱり負担が大きいよねっていう話なんですね。やっぱりいきなり上がるなっていう感覚なんです。100%反対ではないですけどそこをうまく納得して皆さんに気持ちよく払ってもらえる内容と数字、できれば段階的に上げていくのがやっぱり一番なのかなと思うんですけどね。

(環境整備部長)

先ほど言われたごみ処理手数料 18 円の話ですけど、トータル的にかかった経費からごみ処理手数料と入湯税を充てて、あと残りの部分は一般財源で賄っている形ですが、小田原市と比較するとごみ処理原価が違いまして、小田原は年間 4 万 t から 5 万 t のごみを処理している。箱根が大体 1 万 t ぐらい処理をしてる。そうすると 1t あたりの処理する単価というのが、やはり箱根の方が高くなるかと思われます。

スケールメリットと言いまして、多くまとめて処理した方が処理費が安くなるという現象で、入湯税を充当しないとごみ処理原価としてはもっと上がってしまう。そこのところご理解いただければと思います。

(藤原委員)

今おっしゃられたとおり、発電してる場所はまさにそうで、例えば大都市ですと発電により相当の売電収入が入ってきますから、そういったところで相殺されていくのでごみ処理単価が下がります。そういったメリットデメリットが結構ありまして、当然ランニングコストもそれなりにかかる部分もありますが、売電収入で相殺されるところがありますから、そういったところでやはり差があるのかなと思うのですけれども、根本的なところの話をさせていただくと、廃棄物処理は適正処理ということで、皆さんもご存知の通り 1900 年の汚物掃除法から始まって、清掃法、廃掃法ときて、現在に至るわけですが、それはもうずっと変わらないわけですね。

ただ、ここ数年の物価高騰でごみ処理費用も相当上がってきています。全国的に見ると小さい自治体さんは経済的に逼迫して、ごみ処理ができなくなるのではないかといいところも出てきていますので、そういう意味では、ごみ処理費用が上がってるというのは現実だと思います。ここに出てるのは現時点での話で、これから更に適正処理プラス資源循環とか脱炭素化という話になって、2050 年のカーボンニュートラルに向けていろいろ取り組まなければいけないものもありますから、さらに加速的に処理費用が高くなっていくというのが現状だと思います。資料にあがっている自治体さんも現在検討中であったり、審議中のところもありますからこれより安くなるということはほとんどないと思います。

ただ、各委員おっしゃったように、各自治体さんとか地域によって各々事情があると思いますので、住民の方とか業界団体とかそういった方々に説明がつくようにある程度きちんと整理しておかないと、田村委員がおっしゃったように箱根町の 18 円というのも本来は 30 円で、うち入湯税が 10 円含まれてますみたいな表現の方が確かにありかもしれませんし、だからその辺は少し整理して、もう少し審議した方がいいのかなと感じました。

ただ、今もう明らかに色々な自治体さんでも処理費用というのはどんどん右肩上がりになってまして、どうやって対策していくかというところで非常に苦慮しているところですよ。

(太田委員)

ちょっと入り込む話になってしまいますが、入湯税の充当割合を上げるというのは難しいのでしょうか？入湯税額は日本一になっていると思うんですけど、この環境衛生に対する予算が足りないのであればちょっと内訳を変えていただけませんか？

たぶん町の中で何%ぐらいを環境衛生に回すというような基準はあると思うんですけど、少し割合を増やしていただいて、その分どこか減ってしまうのはわかるんですけども、ごみだけを考えた時にそういうことも可能なかどうかお伺いしたいと思います。

(環境整備部長)

入湯税は目的税でありまして、ご存知かと思いますが施設の整備に充当されるという中で、やはり燃料費や人件費、そういうものには充当できない特性がありますので、現在充てられる部分についてはすでに活用しているのが実情です。

(太田委員)

入湯税がイニシャルコスト、宿泊税はランニングコストにも使えますよというところがあると思うのですが、結局は宿泊税でごみ処理の足りない部分っていうのが、ある程度充当できるのではないかとこのざっくりとした考えがあるのですが、その辺どうですか？

(環境整備部長)

トータルのなごみ処理経費の中から、まずはごみ処理に必要な受益者の負担ですね、事業系一般廃棄物ですと事業者の負担になりますが、トータル経費からその部分を差し引いた残りの部分が入湯税と一般財源で充当されて、トータルのごみ処理経費というのが成り立っています。そのごみ処理経費は事業者の責務ということで、これは廃掃法の中で定められている事業者の処理責任、それに基づいて箱根町のみならず、たぶん他市町も事業者負担という形で取り組んでいられると思います。

(太田委員)

ということは繰り返しますが、入湯税で使える環境整備に関する予算っていうのは、特に事業系ごみに関する部分に関しては目一杯使ってるよっていう認識でよろしいでしょうか？

(環境整備部長)

充てられる部分には充てています。

(齊藤委員)

過去にいただいている資料の中で、入湯税の充当額、それから減価償却費の控除額を差し引いた事業者負担額が、令和元年から5年の平均でキロ当たり34.6円となっています。先ほど、太田委員がおっしゃっていたことは、入湯税が充当されてるのでその分を差し引いた額から事業者負担を求めるべきではないか、というお話だったと理解していますが、そうしますと、その34.6円を例えば7割負担とすると大体24円ぐらいですから、近隣の自治体と合わせて25円というところは、そこそこ妥当な数字なのかなと思いました。箱根町さんの場合には入湯税が充当されているということが地域の特徴としてあるので、そこをベースに考えたかどうかというのが多くの委員さんのご意見だったかと思いますので、そういう考え方が一つあるのかなと思いました。

(環境課長)

町がこの18円という設定をした時の事業者負担率が約55%ぐらいでした。今だと18円で3割ぐらいです。そうするとどうしてもその分税金を投入しているんですね。これを25円にするとスタートした時と大体同じくらいです。30円になると7割負担で各自治体が設定している金額なんですよ。本当だったらもう少し早めに上げたかったんですけども、コロナがあつたりとか台風19号があつたりとか、ちょっと間が空いてしまいましたのでいきなり30円という数字、7割負担が出てきてしまったんですけども、先ほど会長のおっしゃった通り前と同じ55%ぐらいの負担で25円、それが妥当なのではないかと町は考えています。

(田村委員)

これは僕も説明の一つにできますね。

(小林会長)

全体的な議論の中で、根拠となる理由の部分で不明瞭なところがあったように思いますが、先ほど環境課長からのご説明でもあった通り18円という金額を決めた際の負担率と同程度にするためには、令和8年度の段階で25円にするのが相当であるというか、むしろ6年度ぐらいのデータを基準にしても25円が相当であるということを勘案すると、この金額で妥当なのではないかと考えるところではあります。

廃棄物関係の研究等をやっている身からしますと、金額を上げることによって期待することとすれば、やはりよりリサイクルが促進するということ、処理量を減らすという方向によりドライビングフォースが働いて、各事業者さんからのごみの排出量が減ってくれるのではないかと期待もあつての値上げなのかなと思います。本来ならそういうことをしなくても減ればよいのかもしれませんが、CO2の排出削減も結局エネルギーコスト削減のために頑張つてやるところが多いようなところもあります。そのコストとベネフィットとの関係というところで、うまくそこを利用させていただいて、循環社会というものにより力を入れていただけると、そういうことを専門としてやっている身としては非常にありがたいなと思うところではあります。

(田村委員)

御殿場アウトレットのお店の方では今おっしゃった通り、生ごみはコンポストのようなでかい機械に入れる、ダンボールは回収業者、油は買い取り専門業者でほとんどごみ処理料は取られないですよ。ビニールとかそういったごみはどうしてもキロいくらって取られますけど、やはりその仕組み作りを行政主導でやってもらわないと。これを各事業所で用意するとなると、初期投資が相当かかる。

箱根だと山のホテルさんがもう20年ぐらい前にそういう機械を導入して、最初はパートさんを増やして割り箸、生ごみを分ける処理を半年から1年ぐらい苦労してやって、今はそれがもう当たり前になっていて、できた腐葉土を庭のつつじの肥料にしている。これは企業としても成功事例なんですけども、これを行政が主導して、芦之湯の焼却炉をそういうリサイクルできるようなものにすれば、各事業者はちょっと苦労してでも生ごみとそれ以外に分別しますよ、それでタダになればね。清掃公社に払う運搬料だけ発生しますよという形で持って行って、町が販売するなりしてもらいたいようなリサイクルの形を作ら

ないと。

(環境整備部長)

ご存知かと思いますが、現在も箱根町では業務用の生ごみ処理機の補助をしておりまして、1日あたり10～30キロ程度処理できる、事業の規模によって違いますがよく申請が来るのが300万円から500万円ぐらいの機械で、それに対して町は100万円の補助を出しています。それによって1日あたり20キロから30キロぐらいの生ごみを処理できるのですが、最近よくあるのが消滅型と言いまして生ごみを処理して液体だけ排出する機械です。他には例えば田村委員がおっしゃいましたようにコンポスト、堆肥化する容器でそれも同様に補助してるような形です。業務用の補助は上限が100万円で、結構高額な補助額になっていると思います。

(環境課副課長)

まだ実験の段階ですが、ホテル等から生ごみを集めて専門業者に運搬してリキッドにする、液体状の豚の餌にするという取り組みがありまして、これは箱根DMOさんが中心になって国から補助をもらってやっているものですが、去年初めてやってみて順調だったので今年度中に2回目として2週間程度実証実験をやることになっている、箱根美掃さんにもご協力いただいている取組です。

今回それに取り組むにあたってのネックが相模原にある日本フードエコロジーセンターに持って行って処理する場合に25円ほどかかることで、今箱根町で普通に焼却すれば18円で済みますから、その7円の差額がまず一つの持続可能でない大きな理由です。そこを埋めないと協力してくれる事業者は当然ありませんので、もしごみ処理手数料が25円以上になればその部分は埋まります。

(太田委員)

旅館・ホテルの立場で言うと、タイミングが非常に良くない。先ほどちょっとタイミングのお話ありましたが、非常によくないんですよ。国際ホテル整備法っていうものの固定資産税の減免の部分、町さんの方でこれがなくなりますよと。うちくらいの規模でも100万円、何百万円という世界の話。これがなくなりますという旅館さんが30～40件ですかね。いろいろなものの現金の持ち出しが非常に多くなっているタイミングということも、ちょっとベースとしてあるというのが現状です。

(小林会長)

改定額については、その妥当な金額ということで先ほどから議論に上がっています25円という金額で、ご説明が可能であるというような認識でよろしいでしょうか？

(田村委員)

商工会議所としては、箱商連とかその辺にはこれで説明をさせていただきます。

(太田委員)

旅館・ホテルは先ほどから言ってるように、ちょっとタイミングではないと思っているので、基本的には反対です。

(小林会長)

はい、わかりました。では反対意見が少ないことから金額としては25円が妥当であるというふうに判断させていただいてよろしいでしょうか？

(委員)

《反対意見なし》

(小林会長)

次に改定の時期ですけれども、箱根町さんのご提案では令和7年度5月以降というようなお話がありましたが、太田委員から時期というようなことが話題として挙がっていましたが、何かその時期についてもう少し先送りすべきというようなことであったり、その辺についても議論いただければと思いますがいかがでしょうか？

太田委員いかがでしょうか？もっと先がいいとか来年がいいとか。

(太田委員)

来春を認めることは難しい。

(小林会長)

そもそも値上げがということでしょうか？

(太田委員)

値上げというかタイミングです。

(小林会長)

やはり合意形成ができていないとその先進めることもできないですし、しっかりご納得いただかないことにはということで、十分な周知期間として半年という予定でとっていますけども、半年で足りない、もっと丁寧に説明をせよというようなご意見もあるかと思いますので、現状では次年度5月以降ということで、確か一応お話をいただいていたと思いますが。

(環境課主任主事)

例えばこの後速やかに審議会から答申をいただいた場合、最速で12月議会への上程が想定されまして、そこで仮に議決された場合は、6ヶ月間の周知期間を設けるということで7月からの予定となります。

(小林会長)

ではこの審議会としては7月以降ということで、もちろん議会で承認された後の話ですけれども、町にはより丁寧な対応をしていただいてということで、十分な周知期間と説明の機会を設けていただくというような形で進めるということでよろしいでしょうか？

(勝俣委員)

僕らは結局旅館さんや飲食店さんに依頼されて収集する立場ですので、旅館さんや飲食店さんが賛成していただけないと、僕らとしてはうんとは言えない立場なんです。ですのでそこら辺は十分汲んでいただければと思ってます。

(小林会長)

他にはよろしいでしょうか？ではその改定の時期につきましては、例えば8年7月以降ということで、そこはフレキシブルにというか丁寧にご対応をいただくということで進めていただければというふうに思いますが、そう判断してよろしいでしょうか？

(委員)

《反対意見なし》

(小林会長)

ご異議ありませんでしたので、それではそのように進めさせていただきたいと思います。以上で主な審議が行われたかと思いますが、その他皆さまの方で何かご意見等ございますか？

(太田委員)

これで答申することになるのですか？

(小林会長)

はい。

(太田委員)

答申してしまうと12月の議会を通してしまうので反対します。

(小林会長)

時期についてはまだ議論すべきであるという反対ですか？

(太田委員)

議論しようがないんですけどね。タイミングが今ではないのではないかというのが我々の意見なので。どうすればいいのでしょうか？

(小林会長)

この審議会については条例に従って進めていくことになっているわけですが、全会一致をもって審議が進められない場合においては、多数決で決をとるというようなことになっていますので多数決をとって決定するという形にはなるかと思います。それを次回にするか今回にするか。

今回の審議では、金額と時期両方とも審議をする予定で説明をさせていただいてまして、次回は答申の予定でしたけれども、次回時期の審議をして、然る後に答申という形を取る方が好ましいということであるならばそれでも構いませんが、その辺はよろしいですか？

(環境課長)

答申の中に反対のあったご意見等もちろん明記しますので、できればこの場でお願いします。

(田村委員)

この場では僕はまだ反対の立場です。コンセンサスが取れてないので、このまま全員賛成で12月の議会に上がりましたとなると、商工会議所から出てる僕としては、聞いてないって話になってしまうんですよね。この場では反対させていただいて、とりあえず明日以降、箱商連などに今日の何となくまとまった話をしてみんなとコンセンサスをとっていききたいなと思います。

(藤原委員)

そうしたら調整期間みたいなものを設けて、業界の方たちに町の方から説明というかですね、例えば25円って言ってもザクツとした感覚なので、もう少し根拠をしっかりとですね、ある程度納得というか、コンセンサスを取るのも必要なのかなと今日お話を聞いて思いました。町のスケジュールもあると思いますから何か調整期間みたいなものを設けて、それである程度ご理解いただければ次回にという形で、少し調整をした方がいいのではないのでしょうか。

(環境整備部長)

やはり皆さんそれぞれの立場で来られてるところを加味いたしますと、今おっしゃられた調整期間を設けるということで皆さんのご承認をいただければ、今回は決を取らず、次回も審議を継続するという方向でどうかというふうに考えています。

(小林会長)

改めて整理をさせてください。改定額の妥当性については 25 円でご承認いただいたというふうに判断いたします。その上で改定の時期についてはまだ確定をしないということで、引き続き審議を行うという認識で次回の審議会を開催するということによろしいでしょうか？

(委員)

はい。

4 閉会

以上